南幌町ファミリー・サポート・センター会員募集 ~子育て家庭を応援します!~

あいくる保健福祉課 健康子育てG

「仕事のため子どもの迎えに間に合わない…」、「上の子の参観日だけど、下の子、誰かみていてくれな いかしら…」、「たまには1人で外出したい…」など、こういった悩みは子育て中の家庭なら誰もが経験し ているのではないでしょうか?

ファミリー・サポート・センターは、こうした方々を地域ぐるみで応援し、子育てしやすい環境づく りをお手伝いする仕組みになっています。いざというときのために、会員登録しておきませんか?

会員の種類	条件
子育てのサポートをしてほしい会員【依頼会員】	0歳から小学校6年生までのお子さんをお持ちの 方
子育て中の家庭をサポートしたい会員【提供会員】	・心身ともに健康な20歳以上の方 ・町主催の講習会を全日程受けた方
子育てをサポートしてほしいし、サポートもしたい 会員【両方会員】	依頼会員と提供会員の条件を満たす方

- ■サポートの内容 ・保育園や小学校等の開始前、終了後の預かりや送迎
 - ・参観日などの園や学校行事の際の預かり(場所は園や学校でもOK)
 - ・保護者の病気や急用、買い物等外出、リフレッシュの際の預かり
 - ・その他、会員の育児に関して必要な援助等
- ※事前に会員同士の顔合わせを行い、お子さんの情報や預かる場所等、打合せをします。
- ■援助時間 7時~21時(原則) 土曜・日曜・祝祭日も利用可
- ■利用料金 ・月曜日~金曜日 (7時~21時まで)・・・30分につき300円
 - ・土曜日、日曜日、祝祭日並びに上記以外の時間・・・30分につき350円
- ※交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等は依頼会員が負担
- ※依頼会員に登録された方に無料利用助成券(お子さん1人につき30分券6枚)を交付。

~『提供会員』講習会の受講者募集!!~

	日 程	講習時間	内容	場所
2	2月20日(月)		事業説明・保育の心と子どもの世話・子どもの遊び	但独特对处人上,为
2	2月21日(火)	9時~12時	子どもの身体の発育と健康・栄養と食生活	保健福祉総合センターあいくる
2	2月23日(木)		子どもの事故と安全・心の発達過程と障がい	٧٠٠١

- ■持 ち 物 筆記用具
- ■申込締切 2月10日(金)
- ■受講料 無料
- ※託児が必要な場合は、事前にご相談ください。
- ■申込み・お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG(☎378~5888・网378~5255)

topics

電波の安全性に関する説明会

北海道総合通信局

電波の安全性に関する総務省施策の説明と、医療機関における適正な電波利用環境の実現及び無線L AN利用における情報セキュリティ上の脅威と対策について専門家を招き、説明会を開催します。

- ■開催日時 2月16日(木) 14時~17時 (開場13時30分)
- 所 北農健保会館 大会議室(札幌市中央区北4条西7丁目1-4) ■場
- ■参 加 料 無料
- ■申込期限 2月6日(月)
- 員 100名 ※定員になり次第締め切りとなります。 ■定
- ■申込み・お問い合わせ ファックス又は電子メールにより、「電波の安全性に関する説明会(札幌)」と 記入し、氏名、連絡先電話番号等を明記の上、お申し込みください。

株式会社ペスコ「電波の安全性に関する説明会(札幌)」係

 $M03 \sim 3435 \sim 9586$

⊠denpa-sapporo@pesco. co. jp



高額療養費の支給申請をお忘れなく! 03 ~領収証をもう一度確認しましょう~

住民課 医療介護G

1ヵ月の医療費の一部負担金(食事代や差額ベッド代などは除く。)が、所得や年齢に応じて定められ ている自己負担限度額を超えた場合、超えた額が加入している健康保険から支給されます。高額療養費 は申請することによって支給されますので、支給対象と思われる方は忘れずに申請してください。

ただし、南幌町国保以外の健康保険に加入されている方は、申請方法が違いますので加入されている 健康保険に直接お問い合わせください。(南幌町国保に加入の方は支給申請についてお知らせする通知は がきを送付します。)

また、診療月の翌月1日から2年で時効となり申請できなくなりますので、ご注意ください。

■医療費の計算方法

以下の方法で計算した個人ごとの一部負担金が、所得や年齢に応じた自己負担限度額を超えた場合は、 高額療養費の対象となります。

- □同じ診療月の医療機関ごと(外来・入院・歯科に分けて)に、一部負担金(3割)が21,000円以上の ものを合算。(70歳以上の方は金額、歯科・調剤の区別なく全て合算)
- ■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得要件 (区分)	月額	
旧ただし書き所得**1901万円超(ア)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額140,100円)	
旧ただし書き所得*1600万円超~901万円以下(イ)	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額93,000円)	
旧ただし書き所得*1210万円超~600万円以下(ウ)	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1 % (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額44,400円)	
旧ただし書き所得*1210万円以下(エ)	57,600円 (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額44,400円)	
住民税非課税世帯 (オ)	35,400円 (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額24,600円)	

- 旧ただし書き所得とは、総所得総額から基礎控除(33万円)を引いた所得をいいます。 $\times 1$
- **※** 2 所得の確認ができない方がいる場合は、区分(ア)になります。
- 所得要件の(ア)~(オ)は「認定証」に記載される区分を示しています。
- ■70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

区分		外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者		44, 400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1 % (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額44,400円)	
	般	12,000円	44, 400円	
低 所 彳	å II	- 8,000円	24, 600円	
低 所 彳	音 I		15,000円	

■申請には領収証(原本)と印鑑・世帯主及び該当者の個人番号通知カード・本人確認の書類(免許証 等)・振込先の通帳が必要です。領収証は、再発行されませんので大切に保管してください。

入院するとき・外来で高額な診療を受けるときは

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けてください。

75歳未満(後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除く)の方が入院す るとき、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関窓口に提示 した場合、ひとつの医療機関窓口での同月中の支払いが自己負担限度額までとなります。

保険が適用される高額な診療を受ける方は、一時的な負担を減らすことができる場合がありますので、 ご利用ください。 ただし、70歳以上の方の場合は住民税非課税世帯であることが交付対象となります。 ※国民健康保険税に滞納のある世帯には認定証は交付できません。

■申請に必要なもの…国民健康保険証、印鑑、世帯主及び該当者の個人番号通知カード、本人確認の書 類(免許証等)

後期高齢者医療制度のお知らせ ~高額介護合算療養費及び医療費通知について~

住民課 医療介護G

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年 間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた 額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、申請は住民課医療介護Gで申請してく ださい。

- □後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- □支給額が500円以下の場合は支給されません。
- ■自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日~翌年7月31日】

	2412124	— × 11—1×1	21217711
負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
	一般		56万円
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ*1	31万円
		区分 I **2	19万円

- 世帯全員が住民税非課税である方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額 が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方
- ■医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月~6月 に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

- ■医療費通知の活用について
- □医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ロインフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- □診療日数等に間違いがないか確認しましょう。
- ※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。
- ※この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。
- ■お問い合わせ 住民課医療介護Gまたは北海道後期高齢者医療広域連合(☎290~5601)

topics

サイクル観光推進事業協賛店募集! 05

産業振興課 商工観光G

南幌町、長沼町、栗山町、由仁町の4町では、近年増加傾向にあるサイクリストを南空知エリアへ誘 客するため、広域マップやPR動画の制作、WEBサイト構築、案内・誘導板の設置などの事業を展開 するにあたり、本事業への協賛店を募集しますので積極的な参加をお願いします。

- ■対 象 者 4町内に所在する観光施設、飲食店、商店等
- ■協賛内容 マップの設置、アンケート(依頼・回収)、グッズの配布
- 典 マップ掲載、WEBでの告知、協賛店表示板の貸与 ■特
- ■申込方法 申込用紙に必要事項を記入し提出願います。

※申込用紙は産業振興課商工観光Gに設置しております。

- ■申込期限 1月13日(金)
- ■申込み・お問い合わせ 産業振興課商工観光G

topics

06 特殊詐欺にご注意!

南幌町生活安全推進協議会 事務局:住民課環境交通 G

警察官や銀行職員を名乗り、「押収した証拠にあなた名義の口座があったので、預金を守るためお金を おろしてほしい」、「お札を調べるのでお金を取りに行く」などと言い、現金を用意させ自宅に受け取りに 来るものです。警察官や銀行職員が現金を用意してほしいなどとお願いすることは絶対にありません。 そのような電話がかかってきた時は、すぐに警察に通報しましょう!



臨時職員を募集します 07

あいくる保健福祉課 福祉障がいG

町内にお住まいで、簡単なパソコン操作(ワード・エクセル)ができる方を1名募集します。

- ■勤務時間 8時30分~17時まで
- ■勤務日 平日の週3日程度
- ■賃 金 日当6,100円(交通費は支給しません)※雇用保険加入
- ■雇用期間 2月末から6ヵ月程度(予定)
- ■申込期間 $1 \space 110 \space 100 \space 100$
- ■その他 採用は、書類選考と面接で決定します。
- ■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (**☎**378~5888)

topics

介護支援専門員の資格を持った社会福祉士を募集 します

あいくる保健福祉課 高齢者包括G

- ■資 格 社会福祉士かつ介護支援専門員の資格があり普通自動車運転免許を持つ方 昭和52年4月2日以降に生まれた方
- ■募集人数
- ■採用期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 地域包括支援センターでの業務 ■業務内容
 - ・高齢者の生活支援コーディネーター
 - ・認知症支援や介護予防事業
- ■身分・待遇 町の嘱託職員として、非常勤の職員に対する給与その他の給付に対する条例等による。 ※社会保険加入、有給休暇有り、通勤旅費有り
- ■勤務日・時間 月曜日~金曜日(土・日曜日、祝日は休み) 8時30分~17時(うち休憩時間45分)
- ■勤務場所 保健福祉総合センターあいくる (南幌町中央3丁目4番26号)
- ■応募方法 履歴書(写真付き)、社会福祉士免許と介護支援専門員証の写しを添付提出
- ■募集期限 1月20日(金)まで
- ■申込み・お問い合わせ 保健福祉課高齢者包括G (☎378~5888)

topics

働いている調理師の皆さんへ! 09

岩見沢保健所 **2**0126~20~0116

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等 を届け出なければならないと定められており、今年は届出の必要な年となっています。

- ■届出が必要な方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。
 - ・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多人数に飲食 物を調理して供与している施設
 - 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業
- ■届出は、あなたが働いている地域を担当区域としている一般社団法人北海道全調理師会各支部に1月 15日までに行ってください。
- ■届出用紙は、地域の一般社団法人北海道全調理師会各支部、北海道岩見沢保健所(北海道空知総合振 興局保健環境部保健行政室)、由仁支所(由仁地域保健支所)に備えてあります。

また、インターネットでの届出も可能です。次のアドレスもしくはQRコードからアクセスしてくだ さい。

https://www.harp.lg.jp/SksJuminweb/EntryForm?id=A0Vie6SV

- ■お問い合わせ ·岩見沢保健所 (**☎**0126~20~0116)
 - ・岩見沢保健所由仁支所(☎0123~83~2221)
 - 北海道全調理師会由仁支部 馬追温泉 新納和則 (☎0123~88~3737)



健康いちばん!特定健診を受けましょう。 10

住民課 医療介護G

今年度最後の集団健診です。まだ健診を受けていない方は、ぜひ、この機会に受診しましょう。

- ■健診対象者 ・南幌町国民健康保険に加入している30歳から74歳までの方
 - ・住所が南幌町で後期高齢者医療に加入している方
 - ※平成28年4月1日から健康診査または人間ドックを受けていないこと。
- ■健診料金 1,000円
- ■健 診 日 2月26日(日)
- ■健 診 場 所 保健福祉総合センターあいくる
- ■申込期限 2月6日(月)

【特定健診と一緒にがん検診を受けませんか?】

40歳以上の方は加入する保険に関係なくがん検診を受診することができます。

なお、特定健診と一緒に希望するがん検診を受けることもできますので、ご希望の方は特定健診を申 し込みする際にお問い合わせください。

■特定健診に追加できるがん検査と料金

検査項目	料金	検査方法	対象者・条件
胃 が ん	1,000円	バリウム検査	40歳以上
肺がん	400円	レントゲン検査	40歳以上
大腸がん	500円	便 検 査	40歳以上
前立腺がん	500円	血液検査	50歳以上・男性

■申込み・お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG (☎378~5888)

~忘れていませんか?健康ポイント~

国保特定健診及びがん検診を受診すると受けた検査に応じたポイントがもらえます。

このポイントは、健診結果と一緒に健康チケットとしてお渡ししています。

まだ、利用していない健康チケットがお手元にありましたら、有効期限をお確かめのうえお早めにご 利用ください。

topics

アダルトサイトの二次被害に注意!

産業振興課 商工観光G

携帯電話に身に覚えのないアダルトサイト動画料金の請求メールが届いた。インターネットで「消費 者センター」を検索し「無料相談窓口」のフリーダイヤルに電話をしたら「解決するには3万円かかる」 といわれた。この場合は、契約していなければ解決するのにお金はかかりません。

しかし、ワンクリック請求の被害を救済すると言って、費用を請求させる「二次被害」が多発してい ます。公的機関等を名乗って「無料の相談窓口」と思わせているケースもあるので注意が必要です。

不安なときは消費生活相談室にご相談ください。

- ■お問い合わせ ・南空知消費生活相談室(栗山町勤労者福祉センター ☎0123~72~3581) 毎週月・木曜日 13時~16時
 - ・産業振興課商工観光G(消費生活相談窓口)

まちづくり職員出前講座のアンケート調査について

まちづくり課企画情報G

町では、町民の皆さんが「知りたい、聞きたい、学びたい」内容を職員が地域へ出向いて話をする 「まちづくり職員出前講座」を行っており、現在は58種類のメニューがあります。

アンケートは、「こんな講座があったら参加してみたい」「こんな講座を受けてみたい」等ご意見をお 聞きし今後においてメニュー作りの参考とさせていただきますのでご協力ください。

- ■アンケート用紙及び講座メニュー一覧表 今月号に折り込みしています。
- ■提出方法 役場への持参、郵送、FAX、町民意見箱への投函 ■提出期限 1月31日(火)